



2019-2020 日本-パラオ親善ヨットレース・参加者 契約書

「2019-2020 日本-パラオ親善ヨットレース（以下「当該レース」という）」に参加するにあたり、「神奈川県セーリング連盟・日本セーリング連盟 加盟団体 外洋三崎・日本セーリング連盟 加盟団体 外洋東京湾・日本セーリング連盟 加盟団体 三浦外洋セーリングクラブ・日本セーリング連盟 加盟団体 外洋湘南及び日本-パラオ親善ヨットレース実行委員会（以下「共同主催団体」という）」と全ての参加者および参加者家族（親族）と下記の契約を締結する事とする。尚参加者（艇）とは当該レースの参加料の全額又は一部の支払いを行った艇及び乗艇する者を指すものとする。

第1項 規則の順守

参加者は「セーリング競技規則」(The Racing Rules Of Sailing) 及び本大会に適用されるレース公示 (Notice Of Race)、帆走指示書 (Sailing Instructions) のすべての規則及びに指示に従うこと。

第2項 安全

参加者はレース公示 (Notice of Race) に規定される OSR (外洋特別規定) Cat-1 および日本-パラオ親善ヨットレース特別規定を順守し、艇および乗組員の安全装備について熟知した上で、その使用訓練ができていないこと。また、艇長はそのことの確認と責任を持つこと。

第3項 責任の所在

当該レースの共同主催団体及び当該レースのレース委員会は、参加者及びその参加艇によって引き起こされた参加艇内外のいかなる損失、損害、負傷、死亡事故に対しいかなる場合も何ら責任を負わない。

全ての参加者は自己及び参加艇の他の乗員及び艇体の安全に対する責任を相互に負うものとする。あわせて艇外の第三者及び財物に対する責任に関しても自己の責任において負い解決しなければならない。

共同主催団体は参加者の身体に何らかの原因で重大な危機が迫っていると判断した場合、公的機関及び参加者及び参加艇から事前に登録申請が行われた連絡先に対してのみにその事実を伝えるが、その余の「捜索」「救助」を伴う一切の活動に責任を持つものではない。危険が迫っている又は危険な状態に陥った参加者に対する「捜索」「救助」の依頼と費用の負担責任は全て参加者および参加艇が事前に登録した者に帰属する。

参加者及びその家族は共同主催者団体が当該レース開催・継続及そして捜索・救助の依頼などを含む全ての行動において、参加者及び参加艇に対して何も出来なかった又はその行動に誤りがあったという理由でその責任の追求を法廷内外を問わず一切行わない。

当該レースをスタートするか、あるいはレースを継続するかを決める全ての責任は参加者及び参加艇のみにある。

(外洋特別規定より抜粋)

「外洋特別規定 1.02 艇責任者の責任」

1.02.1 RRS 規則 4 によると、レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある。艇と乗員の安全を確保することは、艇の責任者の唯一の避けられない責任である。艇の責任者は、艇が発見されること、艇が十分な耐航性を有すること、荒天の海にも対処できる体力と適切なトレーニングを積んだ経験豊富な乗員を配置すること、に最善を尽くさなければならない。さらに艇の責任者は責任を全うすることができない場合、艇の責任者を引き継ぐものを事前に指定しておかななければならない。

1.02.2 外洋特別規定の制定または主催組織による使用、または外洋特別規定に基づくインスペクションによって艇の責任者の完全かつ無限の責任は何ら軽減されるものではない。

第4項 通信手段

参加艇及び参加者はレース委員会が発行する帆走指示書に従う通信手段を確実に実行出来ること。

家族等からの要請で捜索に入った場合、それが事故や遭難である場合は勿論、結果的に無線その他指定する通信手段の連絡不通などであり遭難や救助のその必要性がなかった場合であっても、出艇参加者側の責任においてその費用のすべての負担を負う事を了解すること。

この場合、連絡の不通が出艇参加者側の連絡義務違反であろうと、通信手段の技術的問題の場合であろうと参加者側の負担を免れるものではないこと。

第5項 保険

参加艇及び参加者は、当該レース開催前後の期間を含む事故に適用する傷害保険及びに賠償責任保険、ならびに捜索救助費用保険を付帯していること。艇長はその内容と保険金の請求の方法に関し参加者及びその家族に確実に伝え理解をさせておくこと。

保険金額に関してはレース公示に定める金額もしくは十分な保険金額であること。

第6項 広告

参加艇が独自に広告を個人用装備や艇または艇にある物に表示しようとする場合、World Sailing 広告規定 20.3 の規定に従っていること。

尚、主催者による広告もしくはスポンサーによる広告契約が存在する場合、World Sailing 広告規定 20.4.1 の規定に基づき所定の箇所に物質（ステッカー、旗、その他）を表示する義務があること。

第7項 著作権

レースイベント全体の著作権は共同主催団体に帰属し、写真、記事、報道内容について参加者の肖像権、プライバシーの内容に触れるものであっても大会期間中のものであればJSAF外洋三崎によって公表、開示されることを拒否できないこと。

また、個々の艇もしくは参加者においては、共同主催団体の許可なく、雑誌もしくは、報道紙に有料、無料でレース参加記事を書くことは禁じる。

第8項 契約の有効性

本契約は必ずしも独立して契約書として存在しなくても、参加申込書やレース公示の裏側にプリントされていても、又レース公示の中に内容として盛り込まれていても有効である。

本契約書に署名することによって競技参加者ならびにその家族は参加者の責任を理解し受諾したこととする。本契約書は2通作成し共同主催団体と艇長が一部ずつ保管することとする。

また参加者が未成年である場合参加者の親権者が本契約書の趣旨を理解し署名すること、参加者が日本国籍を有していない場合には参加艇艇長が本契約の趣旨を十分に説明した上で参加者に署名をさせること。参加艇が日本国籍を有していない場合であっても艇長は署名することによって参加艇の責任を理解し受託したこととする。

署名	Sail No.	艇名(国籍 日本/)
	艇長(国籍 日本/)	日付
	(才)	年 月 日
	艇長三親等内親族 (続柄)	
	()	年 月 日
	乗員①(国籍 日本/)	日付
	(才)	年 月 日
	乗員①三親等内親族 (続柄)	
	()	年 月 日
	乗員②(国籍 日本/)	日付
	(才)	年 月 日
	乗員②三親等内親族 (続柄)	
	()	年 月 日
	乗員③(国籍 日本/)	日付
	(才)	年 月 日
	乗員③三親等内親族 (続柄)	
	()	年 月 日
	乗員④(国籍 日本/)	日付
	(才)	年 月 日
	乗員④三親等内親族 (続柄)	
	()	年 月 日
	乗員⑤(国籍 日本/)	日付
	(才)	年 月 日
	乗員⑤三親等内親族 (続柄)	
	()	年 月 日

乗員⑥(国籍 日本/)
(才)
乗員⑥三親等内親族 (続柄)
_____ ()

日付
年 月 日
_____年 月 日

乗員⑦(国籍 日本/)
(才)
乗員⑦三親等内親族 (続柄)
_____ ()

日付
年 月 日
_____年 月 日

乗員⑧(国籍 日本/)
(才)
乗員⑧三親等内親族 (続柄)
_____ ()

日付
年 月 日
_____年 月 日

乗員⑨(国籍 日本/)
(才)
乗員⑨三親等内親族 (続柄)
_____ ()

日付
年 月 日
_____年 月 日

乗員⑩(国籍 日本/)
(才)
乗員⑩三親等内親族 (続柄)
_____ ()

日付
年 月 日
_____年 月 日